

公共下水道施設維持管理業務包括委託

1 業務委託期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5ヶ年）

2 対象施設

鯖江市環境衛生センター

東部汚水中継ポンプ場

マンホールポンプ場 19箇所

3 業務内容

対象施設の以下に定める維持管理業務。

（1）運転管理業務

流入水の処理に必要な施設の運転操作、監視及び記録。

（2）保守点検業務

設備等の正常な運転を確保するために必要な以下の業務。

1）日常点検

2）定期点検

3）臨時点検

4）法定点検

5）簡易な故障修理

6）点検設備等周辺の清掃

（3）環境計測業務

処理場の適正な維持管理のために行う環境計測に関する業務。

（4）環境整備業務

下水道処理場等の施設衛生的に維持し、良好な環境を確保するために行う業務。

（5）事務業務

庶務一般に業務にかかる作業に必要な業務。

（6）修繕業務

簡易な故障修理以外で、経年化により老朽化、損傷した施設、設備を現状水準に復旧するために行う修繕業務。1件あたり税込み50万円未満、年度内合計200万円。

（7）脱水汚泥処分等の事務代行業務

本件施設で発生した脱水汚泥等を搬出先である鯖江クリーンセンターへの運搬を行うために関する事務代行業務